

十文字学園女子大学
大学施設内における撮影要項

【撮影の許可】

- 撮影許可条件については、以下のとおりとする。
 - (1) 本学の教育、研究その他行事等に支障を及ぼさない時間、場所及び撮影方法であること。
 - (2) 撮影内容が、本学のイメージを損なうものでないこと。
 - (3) 宗教活動やその布教、または政治的活動を目的としたものでないこと。
- 撮影を許可する場合は下見等の希望に応じる。

【遵守事項】

- 撮影者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 学生・教職員、特定の個人を識別することができるものを無断で撮影しないこと。
 - (2) 公序良俗に違反しないこと。
 - (3) 本学担当者の指示に従い、事前の打ち合わせ内容を逸脱しないこと。
 - (4) 申請時と異なる使用をする場合、必ず事前に許可を得ること。
 - (5) 撮影に際し、建物、土地、外構の形状等の改変を行わないこと。撮影現場の現状復帰は撮影者側が責任をもって行うこと。
 - (6) 施設及び設備等を破損した場合は、弁償すること。
 - (7) 撮影中の事故に備え、必ず保険に加入すること。
 - (8) 近隣に迷惑をかけないこと。
 - (9) 撮影に要する電源は、発電機等の機材を撮影者側で用意すること。
 - (10) 火気は使用しないこと。
 - (11) 飲食は指定された場所で行うこと。撮影で発生したゴミ・不用品類は全て撮影者側が持ち帰ること。
 - (12) 敷地内で喫煙しないこと。
 - (13) 車両は指定された場所に駐車すること。
 - (14) 撮影にあたり、所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合は、撮影者側が全ての責任を負うこと。
 - (15) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については立ち合い者または警備員の指示に従うこと。
 - (16) 「撮影協力：十文字学園女子大学」等のクレジットを表記すること。
 - (17) 本学が撮影協力した内容を、本学ホームページをはじめ広報媒体関係等に掲載することを許可すること。
 - (18) 撮影等に伴う成果を本学に寄贈すること。
 - (19) 撮影した写真・動画等を公開する場合は、速やかに公開日時等を連絡すること。
 - (20) 本学の機密事項を秘密として保持し、第三者へ開示、漏洩、公表しないこと。